

第3版はしがき

本書の第2版（2016年3月刊）から、すでに6年が経過した。この間、憲法状況は大きく変化し、様々な判例が現れ、法律改正も行われてきた。その都度、増刷の際に必要な最小限の訂正を行い、事態に対処してきたが、すでに限界を超え、小規模の訂正では対処できない状態になった。そこで、このような憲法状況の変動や新しい判例に注目しつつ、第3版を刊行することにした。

本書の基本姿勢は初版（2012年3月刊）以来、変わることはない。本書は、大学ではじめて憲法を体系的に学ぶ学生および一般教養として憲法を学ぶ人に、できうるかぎり憲法の全体像を提示し理解をしてもらうことを目的とした概説書である。もちろん、多くの概説書と同様に、本書の底辺に流れているのは近代立憲主義である。時代の流れの中で憲法理論がどんなにうねりをみせても、この権力制限規範としての憲法の意味はいささかも動くものではないし、動くべきものでもないと確信している。その意味では、ウクライナ問題を契機に改正問題が新しい局面をみせようとしている憲法9条とならんで、立憲主義を明確に規定する憲法99条も、現代の憲法問題や改正問題を考える際に重要な条文である。この3つ並んだ「9の条文」は何か運命的なものを感じさせるのであるが、それは筆者たちだけの感覚であろうか。昔ある芸人が、テレビは観るものではなく出る（出演する）ものだと言ったことがある。これを憲法の存在意義から言い直せば、憲法は観る（守る）ものではなく、使うものだということになる。つまり、権力に対抗するための強力な武器としての憲法という意味である。この国民の武器を奪い取ろうとしているような改憲案があるとすれば、それに抵抗すべきなのは立憲主義を憲法の存在意義と考える者からは、あまりにも当然すぎるほど当然のことである。

本書第3版においても、可能なかぎり頁数の増加を抑えるとともに、内容の質を上げ豊富にしようと努力した。その制約から説明の足りない部分が生じることを危惧するが、読者の発展的勉強と寛容を期待するのみである。

なお、本書の企画・編集全般にわたって、法律文化社編集部の畑光氏に大変

お世話になった。出版の細部にまで目の行き届いた専門性と、執筆者への配慮がなければ、本書は存在しなかった。ここに心から感謝を申し上げる次第である。

2022年5月

尾崎利生
鈴木 晃